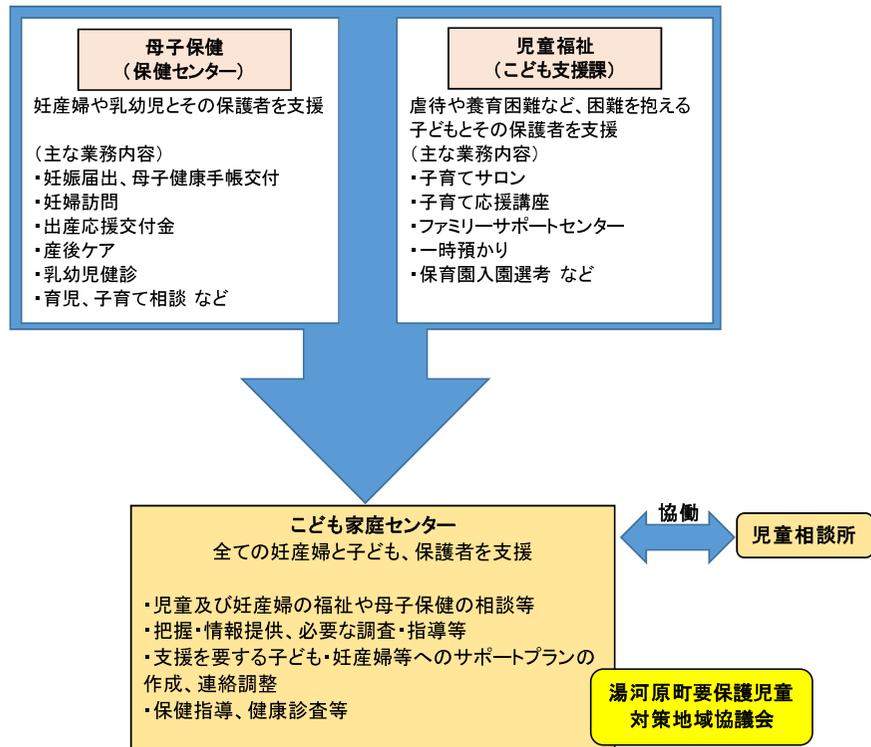


1 こども家庭センターについて

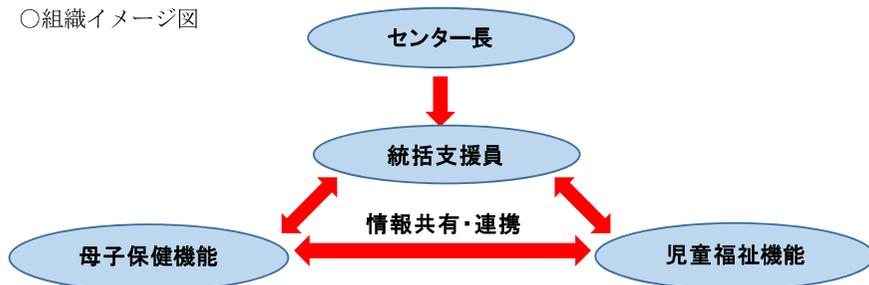
児童福祉法等の改正により、母子保健機能と児童福祉機能の両分野の一体的な運営を行う組織「こども家庭センター」を設置することが令和6年4月から努力義務とされました。湯河原町でも母子保健機能及び児童福祉機能双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れることなく対応することを目的に設置するものです。



2 センター設置の主な要件

- (1) 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行う
- (2) 組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を1名配置
- (3) 双方業について十分な知識を有し、俯瞰して判断する、統括支援員1名配置

○組織イメージ図



3 児童福祉と母子保健の一体的支援業務のイメージ

支援の必要な家庭を把握した場合には、統括支援員と母子保健機能及び児童福祉機能双方が情報を共有し、支援方針を決定することにより、一体的に支援を行います。

《支援フロー例》

- (1) 予防的支援に重きを置いた母子保健と児童福祉におけるかかわり
- (2) 母子保健と児童福祉の各機能における支援
- (3) 統括支援員による一体的支援のための両機能間の調整
- (4) 合同ケース会議の開催
- (5) サポートプランの作成・更新
- (6) 要保護児童対策地域協議会との連携（関係機関等も関与が必要な場合）
- (7) スーパーバイザー等配置による支援体制強化

4 設置時期

令和8年4月

5 設置部署

健康こどもみらい課内

【子ども家庭センターイメージ】

こども家庭センターは、  
妊産婦、子ども、そのご家庭の  
総合相談窓口です！

妊娠期 → 出産 → 乳児期 → 幼児期 → 就学後から18歳ごろまで

こんな時、ご相談ください

- 妊娠期**

初めての妊娠・出産で不安  
出産に必要な準備が分からない  
予期せぬ妊娠で、誰にも相談できない
- 出産後**

母乳やミルクが足りているかな？  
赤ちゃんが泣き止まない  
赤ちゃんのお世話が上手にできない  
眠ることができない
- 子育て期**

離乳食はこれでいいのかな？  
育児に疲れてイライラしてしまう  
子育てがづらい  
言葉がゆっくり、落ち着きがない・・・ どうしたらいい？
- 就学後から18歳ごろまで**

子どもの成長や発達が気になる  
子どもの情緒が不安定
- 子ども（本人）からの悩み**

学校へ行きたくない  
家に帰りたくない  
家のことや家族のお世話で自分のやりたいことができない